

フリーマーケットinはなぶる キッチンカー出店者募集要項

1. 概要

(1)日程

2024年7月6日(土)

(2)場所

花の拠点(はなぶる)(恵庭市南島松828-3)

センターハウス出入口前付近

(3)時間

10時00分から17時00分までの間(営業時間とし、準備の時間は除く。)

※準備は9時以降から開始し、撤収は17時30分までに完了してください。

(4)店舗範囲

1店舗あたり25m²以内、トレーラー型の車両で出店の店舗は50m²以内とします。

※恵庭市都市公園条例第6条第1項第8号の規定により、指定以外の場所で火気を使用することは禁止されています。火を使った調理等は必ず移動販売車内で行って下さい。

(5)出店台数および区画

5台前後までとします。(大きさにより多少前後します)

選考後に①から⑤の出店場所を指定することとします。

※ 予告なく変更される場合があります。

(6)販売品目

飲食物(自動車関係の営業(調理営業・販売業)で保健所より許可を得ているもの)。

また、賞味期限が切れている飲食物またはそれらで調理したもの、管理者が不適当と判断したもの の販売は認められません。

(7)出店料

1台1日:5,000円

※ 移動販売車の大きさや種類に関わらず、1店舗1台あたりの公園利用料金とする。

(8)支払方法

使用許可書と一緒にメールで添付する請求書をイベント当日花の拠点センターハウス1F総合案内に持参し、現金にてお支払下さい。

(9)出店の選考について

スペースに限りがある関係上出店台数・品目を考慮し選考させていただきます。

2. 申請受付期間

2024年5月1日(水)から5月31日(金)まで ※いずれも土日祝日を除く9:00~17:00

3. 公園内行為の許可申請について

(1)申請方法

必要書類を、花の拠点センターハウス 2階 (株)ガーデンシティ恵庭 事務所へ持参またはメール、にてご提出ください。提出先は「6. 申込書等提出場所及び問合せ先」を参照してください。

※先着順ではありません。

※電話や口頭でのお申し込みは受け付けておりません。

※必要書類が不備なく提出された場合、受付いたします。必要書類が揃っていない場合や不備がある場合は受付できませんので、予めご了承ください。

※出展者の選考結果は6月7日(金)までにお知らせします。

(2)必要書類

①公園内行為の許可申請書(恵庭市指定様式※恵庭市都市公園条例施行規則 第1号様式)

②販売商品等に関する説明書 (任意様式)

販売商品が具体的に分かるメニュー表などの資料をご提出ください。

③保健所から交付された移動販売に係る営業許可証の写し

※前回提出した販売品目から変更がない場合は不要です。また、許可期間の途中での販売品目変更は原則認めません。

④誓約書(別紙様式)

⑤車検証の写し

(3)提出書類に関する注意事項

・提出書類は当HP『はなふる』内にあるキッチンカー出店者募集にあります。

・販売商品の途中の変更は原則認めません。

4. 終了後のアンケート

本イベントが今後、継続できるようにアンケートのご協力お願い致します。

5. その他留意事項

(1)留意事項

①移動販売車の公園内への搬入・搬出は、安全面に最大限配慮し、管理者の指定するルートを経由して出店者各自で行ってください。

②電力、調理用の水、その他販売に関わるものは、出店者各自で用意してください。

③調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置してください。

また、恵庭市都市公園条例第6条第1項第8号の規定により、指定場所以外の場所で火気を使用することは禁止されています。火を使った調理等は、必ず移動販売車内で行ってください。

④出店者は、ごみ箱をキッチンカー(移動販売車)の直近のわかりやすい位置に必ず設置すること。

また、移動販売車利用者には、道と川の駅「花口ドえにわ」や農畜産物直売所「かのな」、センターハウス、ガーデンエリアなど隣接施設にごみを捨てるのないよう、十分に周知すること。なお、発生したごみは、排水とともに出店者が持ち帰ってください。

⑤車外に販売商品を置く、調理・販売する、お客様の呼び込み行為をするなどの行為は厳禁です。

⑥営業に使用する車両は正規の改造車で車検を有している車両を使用してください。

⑦事前に届け出た営業許可証の内容以外の物品販売等は一切認めません。

⑧周辺環境への配慮のため、煙や臭い、音や振動等は、極力抑えるように努めてください。

- ⑨販売品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速に対応してください。
- ⑩食中毒予防のため、保健所による改善指導を受ける場合があります。
- ⑪出店者はその責めに帰する理由により、出店場所の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として管理者に支払ってください。
- ⑫出店者は、出店場所の使用にあたり、管理者または第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償してください。
- ⑬移動販売車の破損、紛失等、出店者又は出店者の従業員に損害を生じても、管理者は一切責任を負いません。
- ⑭本要項に定めのない事項または疑義を生じた事項については、関係法令の定めるところによるもののほか、管理者と出店者で協議の上、処理してください。
- ⑮営業時間終了後は、速やかに移動販売車を花の拠点(はなふる)敷地外に移動すること。
- ⑯園内では施設維持管理作業が実施されていることから、出店に際しては一部制限や変更等が生じる場合がございます。予めご了承ください。

(2)許可の取消

- ①出店者が利用料金等を滞納した場合、関連法令に違反した場合、虚偽の報告をした場合および公序良俗に反する行為を行った場合などは、使用許可を取り消すことがあります。
- ②本要項を厳守できない場合または管理者が出店を不適当と判断した場合は、出店者と協議を行い、改善が認められない場合は使用許可を取り消します。
- ③出店者が許可の取消を受けたことにより、出店者に損害が生じても、管理者は一切その責めを負いません。

6. 申請書等提出場所及び問合せ先

〒061-1375 恵庭市南島松828番地3 花の拠点センターハウス 2階

【花の拠点指定管理者】

株式会社 ガーデンシティ恵庭

Tel 0123-29-5080

Fax 0123-29-5081

e-mail gce-soumu@gardencity-eniwa.co.jp

件名に「フリーマーケットキッチンカー出店」として下さい。

【営業時間】 月～金 9:00～17:00 (年末年始・祝日を除く)